

きょうどうせいかつ や おつ していきょうどうせいかつえんじょ や おつ じゅうようじこうせつめいしょ
共同生活八百津(指定共同生活援助)「ホーム八百津」重要事項説明書

あなたに対する共同生活援助事業「共同生活八百津」ホーム八百津のサービス利用契約を締結する方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、事業所の概要、提供されるサービスの内容等、契約上の重要な事項について説明するものです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 清流会
代表者氏名	理事長 浅井 長可
事務所の所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	Tel 0574-73-1311 Fax 0574-73-1325

2. 事業所

事業所の名称	共同生活八百津
事業所の所在地	岐阜県加茂郡八百津町八百津3393番地2
電話番号等	Tel 0574-43-8080 Fax 0574-43-8081
サービスの内容	指定共同生活援助(グループホーム)
事業所の入居定員	6人
主たる対象者	18歳以上の知的障がい者及び精神障がい者

3. 共同生活住居

住居の名称	ホーム八百津
住居の所在地	岐阜県加茂郡八百津町八百津3687番地
住居の電話番号	0574-43-1330
住居の入居定員	6人

4. 事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活が営むことができるように、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排泄及び食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的にを行い、もって利用者の福祉向上を図ります。
運営の方針	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適性かつきめ細やかな指定共同生活援助のサービス提供を行います。

5. サービス提供に係る住居・設備等の概要

(1) 住居

たてもの 建物	こうぞう 構造	もくぞうかわらぶきひらやだて 木造瓦葺平家建
	のゆかめんせき 延べ床面積	178.86㎡
しき敷 敷地	ちめんせき 地面積	1,279.33㎡

(2) 主な設備

せつびしゆるい 設備の種類	しつすう 室数	めんせき 面積	びこう 備考
きよしつ 居室	7	69.58 ㎡	しつあ 1室あたり9.94㎡
おしいれ 押入	7	11.62	
いまけんしょくどう 居間兼食堂	1	27.74	
だいどころ 台所	1	10.35	
なんど 納戸	2	13.24	
よくしつ 浴室	1	3.31	
せんめんがついしつ 洗面脱衣室	1	3.31	
べんじよ 便所	3	5.12	
せんめんじよ 洗面所	2	6.18	
ものい 物入れ	1	1.10	
ろうか 廊下	2	19.03	
げんかん 玄関・ホール	1	8.28	

6. 職員の職種・員数及び職務の内容

しよくしゆ 職種	いんずう 員数	く 区				ぶん 分				しよくわないう 職務内容
		じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤		せんじょう 専従		けんにん 兼任		
		せん 専	じゅう 従	けん 兼	にん 任	せん 専	じゅう 従	けん 兼	にん 任	
かんにりしゃ 管理者	1							1	とうかつか 統括管理	
サービス管理責任者	1							1	りようけいかく 利用計画の作成	
せいかつしえんいん 生活支援員	2		1					1	りようしゃ 利用者の生活支援	
せわにん 世話人	8							8	しよくじ 食事の介護等	
じむいん 事務員	3							3	しよわじむ 庶務事務	

7. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	運営規程の概要
管理者	G(8:30~17:30)	1名
サービス管理責任者	G(8:30~17:30)	1名
生活支援員	D(7:00~16:00)、D2(11:00~20:00) E(12:00~20:00)、F(7:00~10:00)	2名以上
世話人	A(7:00~9:00) B(16:00~20:00) C(11:00~13:00) H(20:00~翌7:00)	3名以上
事務員	G(8:30~17:30)	2名以上

8. サービス提供の内容

当事業所では、利用者に次のサービスを提供します。

当事業所で行うサービスは、毎年度、利用者個々の希望や支援課題等を把握し、支援目標となる「個別支援計画」を作成して、この「個別支援計画」に基づいて支援を行います。「個別支援計画」は、事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、「個別支援計画」の写しを利用者に交付いたします。

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

種 類	内 容
食 事	・ 利用者の嗜好に配慮し、栄養と利用者の健康状態に配慮した食事の提供に努めるとともに、食事の介護を行います。
排 泄	・ 利用者の状況に応じた適切な排泄介護を行います。
入 浴	・ 原則として毎日入浴とし、必要な入浴介護を行います。
着脱衣・整容等	・ 身だしなみ、清潔の保持に注意を払います。 ・ 利用者の好みにより、希望があれば購入支援を行います。 ・ 季節による衣替え、整理整頓を支援します。
清掃・洗濯	・ 衣類、寝具、住居の清潔が保てるよう必要な清掃・洗濯支援を行います。
移動	・ 買い物、通院等利用者の状況に応じ、必要な移動支援を行います。
相談及び援助	・ 利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	・ 常時は職員の連携により、診察、疾病予防及び健康管理に努めます。 ・ 緊急時は、主治医あるいは協力医療機関等の受診について支援します。 ・ 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料が必要となる場合が有ります。)

しゃかいかつどう 社会活動 よ かつどう しえん 余暇活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者がより豊かな生活が送れるようレクリエーション・娯楽等についての情報提供や指導を行うなど支援します。 ・ 地域の一員として地域住民との交流や、地域行事への積極的な参加を支援します。 ・ 買い物、通院、公共施設の利用等、社会生活能力の向上を図るよう必要な支援を行います。
ふくやくかんり 服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己管理が困難な利用者には、職員の管理下のもと、服薬等の支援を行います。
きんせんかんり 金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活費、小遣いなど自己管理が出来るよう支援するとともに必要な利用者には、預り金管理サービス(有料)を提供します。
やかん しえん 夜間の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の時間帯における支援に備え、世話人1名を配置して適切に対応します。
れんらくちようせい 連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の日中における就労や福祉サービスの利用が、継続して安定的に行われるよう、事業者等との連絡・調整を行い必要な支援を行います。
た その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記サービス提供に係る必要な介護・支援・相談・助言を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

しゅるい 種 類	ないよう 内 容	いちげつあたりのきんがく 一カ月当たりの金額
やちん 家 賃	きようどうせいかつじゆうきよ りようりよう 共同生活住居の利用料	15,000円
こうねつすいひ 光熱水費	でんき じょうげすいどうおよ とうゆ りようりようきん 電気、ガス、上下水道及び灯油の利用料金	12,300円
しょくじいりようひ 食材料費	しょくじ ざいりようひ 食事の材料費	20,000円
あずかりきんかんりひ 預り金管理費	ねんきんとうあずかりきん きんせんかんり 年金等預り金の金銭管理	1,500円
にちようひん ひとう 日用品費等	にちじようせいかつひんとう こうにゆざいきん りようしや ふたん 日常生活品等の購入代金で利用者に負担し ていただくことが適当であるものに係る費用	じつ ひ 実 費

※ 光熱水費及び食材料費については、毎年度決算後精算を行い残金がある場合は返金します。

(3) 社会生活上の便宜の供与

しゅるい 種 類	ないよう 内 容
しゃかいしげん かつよう 社会資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等への手続や公共施設の利用、地域行事への参加など、利用者の社会生活向上のための支援を行います。
かぞく こうりゆう 家族との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週末等は出来るかぎり家族との交流が出来るよう入居者の帰省、外出等について家族との連絡調整を行うとともに、毎月、保護者会を開催し、利用者の生活状態の確認や交流の機会を提供します。

9. サービス提供記録の保存等

サービス提供記録の保存	サービスの提供後、5年間保存します。
サービス提供記録の閲覧	月曜日から金曜日の営業日で8:30から17:30まで
サービス提供記録の複写物の交付	複写に関しては、1枚につき5円をいただきます。

10. 利用者から受領する費用の種類及びその額

事業者が利用者にお支払いいただく費用は、次のとおりです。

- (1) 指定共同生活援助のサービスを提供した際には、利用者から当該サービスに係る利用者負担額を支払う受けるものとします。
- (2) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現にサービスに要した額)を支払う受けるものとします。この場合、提供した当該サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとします。
- (3) 上記のほか、7.(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の項目に係る費用を利用者からいただきます。ただし、家賃については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費が事業者を支払われた場合は、当該特定障害者特別給付費を控除した額とします。

11. 費用の支払方法等

利用者負担額等の支払いは、事業者からの請求をもとに以下の方法でお支払いください。

＜支払方法＞

- ・ 金融機関からの口座振替又は現金納付
- ・ ご利用できる金融機関：株式会社ゆうちょ銀行又はめぐみの農業協同組合
- ・ 口座振替日(支払日)：毎月25日(当日が金融機関の休業日の場合は、直後の営業日)
- ・ 口座振替手数料は、事業者が負担します。

12. 緊急時及び事故発生時等の対応

ア 利用者の病状の急変が生じた場合や事故発生時等には、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、ご家族にご連絡いたします。また、必要なケースについては、県、市町村等関係機関に報告します。

イ 障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

13. 苦情等に関する対応

とうじぎょうしょ そうだんまどぐち 当事業所ご相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決責任者：管理者 西野 正則 窓口担当者：わたげの家生活支援員 ○○○○ ご利用時間：8:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除く。) 電話番号：0574-43-8080 ・ FAX番号：0574-43-8081 事業所内に苦情受付箱「なんでも意見箱」を設置していますのでご利用ください。
くじょうかいけつだいさんしゃいん 苦情解決第三者委員	○○○○ ○○○○ ○○○○
しちょうそんそうだんまどぐち 市町村相談窓口	す しちょうそんふくしたんとうか お住まいの市町村福祉担当課
けん そうだんまどぐち 県の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階 名称：岐阜県運営適性化委員会 電話番号：058-278-5136 ・ FAX番号：058-278-5137

14. 虐待防止に関する対応

じぎょうしょ そうだんまどぐちとう 事業所の相談窓口等	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止責任者：統括管理者 浅井 長可 窓口担当者：わたげの家生活支援員 ○○○○ ご利用時間：8:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除く。) 電話番号：0574-43-8080 ・ FAX番号：0574-43-8081
--------------------------------	--

15. 協力医療機関及び歯科協力医療機関

いりょうきかん めいしやう 医療機関の名称	いりょうほうじんしゃだん おおはるかい い さ じ い い ん 医療法人社団 大治会 伊佐治医院
いんちやうめい 院長名	い さ じ よしひろ 伊佐治 慶洋
しょざいち 所在地	ぎふけんかもぐんやおつちやうやおつ ばんち 岐阜県加茂郡八百津町八百津3926番地
でんわばんごう 電話番号	0574-43-0011
しんりやうか 診療科	ないか げか こうもんげか せいけいげか 内科、外科、肛門外科、整形外科

いりょうきかん めいしやう 医療機関の名称	ふるせしか 古瀬 歯科
いんちやうめい 院長名	ふるせ ゆうへい 古瀬 裕平
しょざいち 所在地	ぎふけんかもぐんやおつちやうやおつ ばんち 岐阜県加茂郡八百津町八百津3583番地1
でんわばんごう 電話番号	0574-43-2333
しんりやうか 診療科	し か 歯科

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	災害対策マニュアルにより対応するとともに、可茂消防事務組合中消防署等関係機関に連絡します。
平常時の訓練	別途定める「避難訓練・防災指導計画」にのっとり、年2回の避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知機 ・ 簡易型スプリンクラー ・ 火災通報装置 誘導灯 ・ 消火器 3基 ・ ガス漏れ報知器 <p>※ カーテン、クロスは防災性のあるものを使用しています。</p>

17. 当事業所ご利用に当たって留意いただく事項

外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> 外出・外泊の際は、あらかじめ職員に申し出て承諾を得てください。 外出・外泊から戻る際に、利用者の体調に異変がある場合は、事前に施設へご相談の上、決定に従ってください。
居室・設備・器具の利用	共同生活住居の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害額を賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> 法人の敷地内は全て禁煙となっています。 飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑にならない程度にお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。お金の自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用ください。ただし、所定の管理費用が必要となります。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する布教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
ペット飼育	共同生活住居内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止します。
防火対策	共同生活住居内で使用するカーテン、カーペット等については、防炎性能が必要ですので設置の際は事前にご相談ください。

18. 個人情報^{こじんじょうほう}の扱い^{あつか}

(1) 個人情報^{こじんじょうほう}の管理^{かんり}

- ・ 利用者^{りようしゃ}の個人情報^{こじんじょうほう}の取得^{しゆとく}、あるいは他のサービス事業者等^{た じぎょうしゃとう}への情報提供^{じょうほうていきょう}については、事前^{じぜん}に利用者^{りようしゃ}の承諾^{しょうだく}を得るようにします。
- ・ 事業所^{じぎょうしょ}が保有^{ほゆう}する利用者^{りようしゃ}の情報^{じょうほう}について、紛失^{ふんしつ}、漏洩^{ろうえい}、改ざん防止^{かいざん ぼうし}、及び不正なアクセス等^{およ ぶせい とう}によるリスク^{りすく}に対して必要^{たい}な安全対策等^{ひつよう あんぜんたいさくとう}を講じて適切な管理^{こう ときせつ かんり}を行います。

(2) 個人情報保護等^{こじんじょうほう ぼごとう}に関する相談窓口^{かん そうだんまどぐち}

- ・ 事業所^{じぎょうしょ}が保有^{ほゆう}する個人情報^{こじんじょうほう}の開示^{かいじ}、訂正^{ていせい}、保護等^{ぼごとう}についてのご相談^{そうだん}、お問い合わせ^{と あ}については、法人事務局^{ほうじんじむきょく}へご連絡^{れんらく}ください。

電話番号^{でんわばんごう} 0574-73-1311

FAX番号^{ばんごう} 0574-73-1325

19. 第三者評価^{だいさんしゃひやうか}の実施状況^{じつし じょうきょう}

実施の有無 ^{じつし の うむ}	なし
---------------------------	----

20. サービス提供開始日^{ていきょうかいし び}

サービス提供開始が可能な年月日 ^{ていきょうかいし かのう ねんがつび}	サービス利用契約締結の日から ^{りようけいやくていけつ ひ}
---	---

重要事項等^{じゅうようじ こうとう}の説明^{せつめい}の年月日^{ねんがつび}

令和^{れいわ} 年^{ねん} 月^{がつ} 日^{にち}

わたしは、事業者^{じぎょうしゃ}から本書面^{ほんしょめん}に基づいて指定共同生活援助^{していきょうどうせいかつえんじょ}に関するサービス^{かん}の重要事項等^{じゅうようじ こうとう}について説明^{せつめい}を受け、当該サービス^{とうがい}の提供開始^{ていきょうかいし}に同意^{どうい}します。

利用者 ^{りようしゃ}	住所 ^{じゅうしょ}	
	氏名 ^{しめい}	Ⓔ

※ 上記^{じょうき}の記載^{きさい}は、利用者^{りようしゃ}が身体等^{しんたいとう}の状況^{じょうきょう}により署名^{しよめい}ができないため、私^{わたし}(代理人^{だいりにん})が利用者本^{りようしゃほん}人の意志^{いにし}を確認^{かくにん}の上、代筆^{うえ だいひつ}しました。

代理人 ^{だいりにん}	住所 ^{じゅうしょ}	
	氏名 ^{しめい}	Ⓔ
	利用者との関係 ^{りようしゃ かんけい}	

前述^{ぜんじゆつ}の重要事項等^{じゅうようじこうとう}の内容^{ないよう}について、説明^{せつめい}しました。

事業者所在地 ^{じぎょうしゃ しよざいち}	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2 ^{ぎふけん かもぐん しらかわちょう あこう ばんち}
事業者名 ^{じぎょうしゃめい}	社会福祉法人 清流会 ^{しゃかいふくしほうじん せいらゆうかい}
代表者氏名 ^{だいひようしゃしめい}	理事長 浅井 長可 ^{りぢちよう あさい ながよし}
事業所名 ^{じぎょうしょめい}	共同生活八百津 ^{きょうどうせいかつやおつ}
説明者職氏名 ^{せつめいしゃしよくしめい}	Ⓔ